

## 議会活動の仕組み⑥

とらろん  
「討論」



**討** 論と言つと「意見を  
出し合つて、議論を  
戦わせること」を想像され  
る方が多いのではないでし  
ようか。

しかし、議会で行われる  
討論は、  
①案件に対する賛成または  
態度の表明であり、論争  
することではありません。  
議案の提案者ではなく、  
議員に向けて行うもので、  
自らの考えを示し、異な  
る賛否の意向を持つ他の  
議員が、討論を聞くこと  
で賛否を変更するような  
判断材料とするものです。  
本会議では、案件に対し  
②まず反対の立場の議員か  
ら討論を行い、続いて賛

成の立場の議員が討論を  
行います。その際、議員は  
賛成または反対の論旨を  
明快かつ十分に述べる必  
要があります。また、「何  
々であるから何々の部分  
を除いて賛成である」と  
いうような条件付討論は  
できません。その後は、  
反対討論、賛成討論、反  
対討論と交互に行います  
なお、

③同一議員が同一案件に対  
し、討論できるのは一度  
だけとなっています。

下川町議会では、議長も  
議席へ移動して討論を行つ  
たという例もあります。議  
場での討論がどのようなも  
のか、どうぞ傍聴してみ  
てください。



議会モニターから  
のご意見・ご感想

平成30年度から始

まった「議会モニタ

ー制度」ですが、今

年度も委嘱された方

々より、定例会議・

臨時会議・Yout

ube・議会だより

などについてご意見

やご感想を積極的に

いただいています。

いただきましたご

意見などを参考に、

よりよい議会活動・

運営につなげていき

ます。

ここでは、いただ

いているご意見など

の一部を紹介します。



質問の内容・要旨	回 答
SNSでの情報発信を模索していただきたいです。	SNSでの情報発信などに対応できる人材が不足しており、今後の検討課題になります。
いろいろな角度から意見を提出していますが、全てに一言でもコメントや個別にお返事がいただけるのと良いのではないのでしょうか。	「議会活動」へのご意見であり、こちらへのコメントや返事は議会全体の総意ということになります。議員が個別にコメントすることになると、モニター制度の本旨とは異なる性格となるため、対応には改善の余地があると考えております。

## 編集後記

あけましておめでとうございます。

令和になって4度目の正月に入り、コロナ禍、国際紛争、物価高騰など、依然として今後の状況が見通せないところですが、気象警報では「数十年に一度」という表現を毎年耳にするようになり、全国各地で「経験したことのない」豪雨や洪水の報道を目にするようになりました。

次号の議会白書の編集作業をしながら、昨年掲げた活動目標を振り返り、こちらも「予定通りにいかないなあ」というのが実感です。

残りの任期はわずかとなりますが、「想定外のできごと」にも対応して、議会活動を充実させたいと思います。(我孫子)今年もよろしく願います。



議会広聴広報特別委員会  
(議会だより編集委員会)

委員 長	なか た	ごうのすけ
副委員 長	お ばら	おき
委 員	あ び	ひろ
	我孫子	洋 昌

## しもかわ議会だより

第199号

2023年(令和5年)

2月1日発行

発行 北海道下川町議会  
編集 議会広聴広報特別委員会  
〒098-11206

上川郡下川町幸町63番地

●電話番号(代表) 4-255-11  
●FAX番号(代表) 4-255-17  
●行政情報告知端末番号(直通) 4-255-1108  
●E-mail s-gikai@town.shimokawa.hokkaido.jp